

既存建築物を活用して

福祉施設等の設置を検討している方へ

既存建築物を福祉施設等に用途変更する場合、建築基準法や東京都建築安全条例に適合させる必要があります

- 特に福祉施設等を設置する場合、規模にかかわらず**バリアフリー法※1**及び**条例※2**が適用されます

※1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日法律第91号）

※2 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成15年12月24日東京都条例第155号）

- 法令等への適合確認や設計図面の作成等にあたっては、専門的な知識が必要です

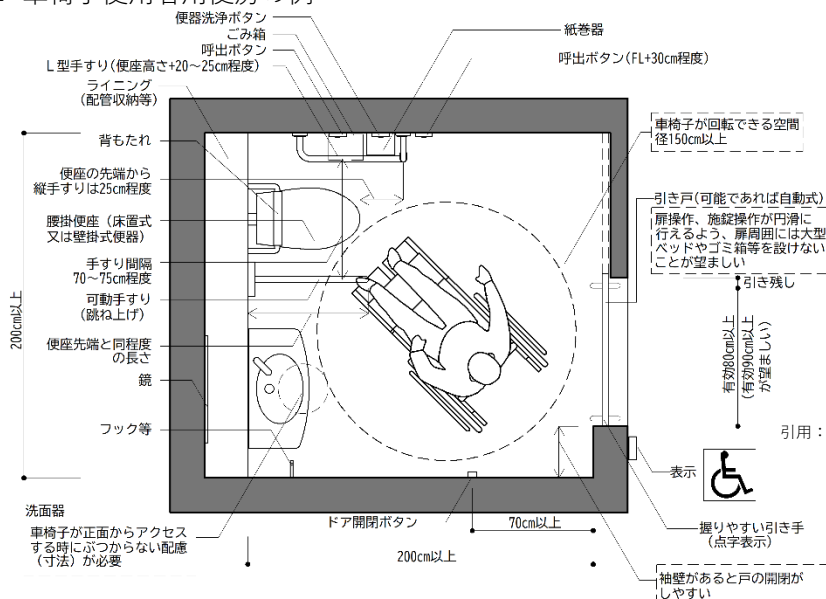
- 建築に関する専門的な知識のない方がご自身で認定申請をする場合、法令等への適合確認に漏れが生じたり、必要図面が作成できず、長期間を要した上、ご自身での申請を断念されることもあります。
- 相談できる建築士等の専門家が身近にいない場合は以下の団体へご相談ください。

建築士等の専門家
にご相談ください

一般社団法人東京都建築士事務所協会新宿支部
新宿区新宿1-23-5サンサーラ御苑ビル304 ☎6380-0275
ホームページ <https://www.taaf-shinjuku.org/>
窓口対応時間 月・水・金 13時～17時

- バリアフリー法・条例の基準の概要は、東京都のホームページに掲載されているチェックシートが参考になります

- 車椅子使用者用便房の例



東京都ホームページ
建築物のバリアフリー
の取組について



引用：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3年3月国土交通省）

建築士等の専門家
にご相談ください

- 既存建築物において、適合できない規定があっても一定の条件を満たすと区長が認めた場合は福祉施設等の設置が可能になります

- 認定を受けるにあたっては、認定を受ける理由（適合するように改修できない理由や基準に適合しなくても障害者等が建築物の各部分を円滑に利用できる理由等）を整理した上で、申請書や設計図面を作成して認定申請を行う必要があります。
- 認定申請に必要な図書は、配置図や平面図等の他、各基準への適合等が確認できる図面等が必要で、不動産取引に使用する間取り図では申請できません。